

**スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業
受託事業者選定委員会設置要綱**

(設置)

第1条 「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業」を適切かつ効果的に実施するための事業者を選定することを目的として、「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者から提案された企画提案書について審査を行い、最も適切かつ効果的に事業を実施できると考えられる事業者の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長を充てる。

3 委員長は会議を総括する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 委員がやむを得ない事情により会議に出席できない場合、当該委員の代理として当該所属の職員による出席を認めるものとする。

4 やむを得ない事情により会議を開催できない場合、または会議を開催する時間がないと委員長が認める場合は、委員に回議して委員長の決定を受けることをもって、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

(別表)

区分	所属及び職名	
委員長	野中 恵子	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長
委 員	若松 倫子	福岡県福祉労働部子育て支援課参事補佐兼母子保健係長
委 員	瀧 信子	福岡こども短期大学教授